

## 適用指針の概要

### 背景と目的

新年金法の制定により、次のような退職給付間の移行が可能となった。

確定給付型の退職給付制度	他の確定給付型の退職給付制度
確定給付型の退職給付制度	確定拠出年金制度

このため、退職給付制度間の移行や退職給付制度の改訂等により、退職給付債務が増加又は減少した場合の会計処理について明らかにする必要性が生じた。

### 退職給付制度の終了

#### < 定義 >

##### (1) 退職給付制度の終了

退職給付制度の廃止（全部終了）

退職金規程の廃止、厚生年金基金の解散、税制適格退職年金制度の全部解除等をいい、支払等の有無を問わない。

退職給付制度間の移行又は制度の改訂により、退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する場合（一部終了）

##### (2) 確定給付型の退職給付制度間の移行

原則として移行前後の制度を一体のものとみなす。退職給付制度の終了には含まない。

##### (3) 大量退職（＝会計処理上、退職給付制度の一部終了に準ずる）

工場の閉鎖や営業の停止等により、従業員が予定より早期に退職する場合であって、退職給付制度を構成する相当数の従業員が一時に退職した結果、相当程度の退職給付債務が減少する場合。

\* 例えば、従業員の退職により、概ね半年以内に30%程度の退職給付債務が減少するような場合には、大量退職に該当することが多いと考えられるが、当該企業の**実態に応じて判断すべき**ものであり、一律に基準を示すことは困難。

#### < 会計処理 >

終了の時点で、当該**退職給付債務の消滅を認識**し、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を**損益認識**。

**未認識項目**（未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額） 終了部分に対応する金額を**損益認識**。

\* 表示 及び で認識される損益 原則として、特別損益に純額表示。

## 退職給付債務の増額又は減額

### < 定 義 >

退職給付制度間の移行又は制度の改訂による退職給付債務の**支払等を伴わない**増加部分又は減少部分という。

- \* ただし、退職給付債務の支払等を伴わずに、退職給付制度が廃止された場合  
退職給付債務の減額ではなく、退職給付制度の終了にあたる。

### < 会計処理 >

退職給付債務の**増額又は減額**

**過去勤務債務**に該当し、原則として、各期の発生額について、**平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理。**

当該増額又は減額が行われる前に発生した**未認識項目**

**従前の費用処理方法及び費用処理年数を継続して適用。**

- \* ただし、大幅な減額が、大規模な経営改善計画の一環として生じ、当該経営改善計画から生じる他の損益が一時に計上されるような場合には、当該大幅な減額を発生した時点で損益計上することが実態を反映する場合もある。

## 適用時期

平成14年4月1日以後に生じた**事象**につき適用。

**早期適用容認。**(確定拠出年金制度への移行については早期適用が望ましい。)

## 経過措置(退職一時金制度 確定拠出年金制度移行時の会計基準変更時差異の取扱い)

終了の会計処理(一時認識)の例外として、終了部分に係る会計基準変更時差異については、当面の間、以下のような処理をすることができる。

**残存の費用処理年数又は分割拠出年数のいずれか短い年数**で定額法により費用処理する。

- \* ただし、終了部分に係る退職給付債務が減少分相当額の移換額を超過するときは、その**利益相当額を控除した残額**について費用処理を行う。

その旨及び影響額の**注記が必要。**

以 上